

天然ガスの利活用に関する調査検討事業
企画提案募集要項

1 事業名

天然ガスの利活用に関する調査検討事業

2 事業概要

(1) 事業の目的

沖縄県では、平成24年度から平成26年度にかけて、天然ガスの試掘を行い、各天然ガス試掘井（なんじい鉱山（南城市）、はいさい鉱山（那覇市）、城辺ぱり鉱山（宮古島市））が完成した。また各試掘井における各種データ取得及び総合解釈を行い、当該調査結果を踏まえ、所在市町村における天然ガス有効利活用に向けた提案を行った。

現在、当該各市町村においては、沖縄県の提案を踏まえ、利活用の検討を行っているところであるが、平成27年度においては、更なる利活用の検討の促進を目的とし、「天然ガス試掘井利活用検討委員会」を開催するとともに、かん水の汲み上げによって生じる温排水の環境への影響調査を実施する。

(2) 企画提案の内容

別添仕様書の「2 企画提案に盛り込む委託業務の具体的内容」の項目ごとに、その具体的な計画（具体的な数値目標の設定を含む。）、実施方法等を企画提案すること。

(3) 事業期間（予定）

契約締結日から平成28年3月31日まで

(4) 実施場所

沖縄県内

(5) 実施方法

法人その他の団体に委託して実施する。

(6) 事業費

40,026,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 当該上限額は、企画提案のため提示した金額であり、契約金額ではない。

3 受託候補者

沖縄県商工労働部産業政策課内に設置する委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案内容を審査し、受託候補者を1者選定する。

4 応募資格

本件事業に応募することができるものは、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他

の団体（共同事業体を含む。）とする。

(1) 沖縄県における天然ガス資源利活用の現状を十分理解しており、本事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有すること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過しないもの

イ 前記ア若しくは地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者が代表者であるもの又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用するもの

(3) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(1)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。

オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

5 応募方法

次に掲げる書類8部を直接持参又は郵送により、平成27年6月5日（金曜日）17時までに10に掲げる提出先に提出すること。（必着）

(1) 申請書（様式1）

(2) 企画提案書（様式2）

(3) 誓約書（様式3）

(4) 積算書（任意の様式）

(5) 事業計画（任意の様式）

(6) 実績書（様式4）

6 契約までのスケジュール

平成27年5月20日 募集開始

6月5日 募集締め切り

6月17日（予定） 委員会（応募者によるプレゼンテーション）

6月18日（予定） 受託候補者の決定

6月19日（予定） 契約の締結

7 受託候補者の選定

(1) 審査の方法

ア 委員会において提案内容を審査し、受託候補者となるべき順位を決定する。

イ 委員会は、非公開とし、審査経過等、審査に関する問い合わせには、応じないものとする。

ウ 委員会における審査の結果、受託候補者となるべき順位が第1位のものを受託候補者とする。ただし、第1位のものが辞退した場合又は委託に関する沖縄県との協議が整わない場合は、受託候補者となるべき順位に従い、受託候補者を決定する。

(2) 審査基準

企画提案した内容が次のいずれにも適合していること。

ア 本件事業の趣旨、内容に沿ったものであること。

イ 本件事業を確実に実施できる能力及び体制を有していること。

ウ 提案の根拠が明確であり、安全かつ確実に実施できるものであること。

エ 妥当な積算となっていること。

(3) 結果の通知

審査の結果は、文書で通知する。

8 委託契約の締結

(1) 沖縄県は、7(1)ウにより受託候補者として決定されたものと事業内容及び契約金額に関する協議を経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。

(2) 契約金額は、予定価格の範囲内において決定する。なお、本件事業終了後の実績報告に基づき、金額を確定することとなる。

(3) 受託者は、契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

参照条文

○沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 その他留意事項

- (1) 応募から契約の締結までにかかる諸費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 今回の募集は、提案内容を総合的に評価し、受託候補者を決定するものであり、提案内容がすべて実施されること及び契約の締結を保証するものではない。
- (3) 本件事業の実施に当たっては、沖縄県と協議するものとする。

10 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県商工労働部産業政策課（担当：宮城）
電 話：098-866-2330
FAX：098-866-2440
E-mail：aa055204@pref.okinawa.lg.jp

11 添付資料

- (1) 様式1から様式4まで
- (2) 仕様書